

所掌事項

- (1) 義援金の配分基準に関すること。
- (2) 義援金の配分金額に関すること。
- (3) 義援金の配分時期に関すること。
- (4) 義援金の配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の公平かつ効率的な配分を図るために必要な事項

設置根拠

宮古市災害義援金配分委員会要綱第1条

設置年月日

H23. 6. 17

委員定数

10人以内

委員任期

任命の日から義援金の配分が完了する日まで

現任委員発令日

H26. 11. 21

現任委員任期満了日

解任されるまで

担当課

市民生活部くらし安全課市民相談室

TEL : 0193-62-2111 内線 1810

FAX : 0193-63-9110

E-mail : kurashi@city.miyako.iwate.jp

備考